

松阪市都市公園条例

改正後				改正前					
<p>(使用料の減免)</p> <p>第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 天災事変その他不可抗力により使用ができなくなったとき 全額免除</p> <p>(2) 国又は地方公共団体が許可を受けた行為をする場合で特別の理由があると認めるとき 全額免除</p> <p>(3) 市又は市の執行機関（市が設置する附属機関を含む。）が主催し、又は共催するとき 全額免除</p> <p>(4) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用するとき 全額免除</p> <p>(5) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は5割減額</p>				<p>(使用料の減免)</p> <p>第13条 市長は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用料を減免することができる。</p> <p>(1) 天災事変その他不可抗力により使用ができなくなったとき。</p> <p>(2) 国又は地方公共団体が許可を受けた行為をする場合で特別の理由があると認めるとき。</p> <p>(3) その他市長が適当と認めるとき。</p>					
別表（第9条関係）				別表（第9条関係）					
区分		単位	使用料 (円)	区分		単位	使用料 (円)		
公園施設を設置する場合		1㎡につき	1年	820	公園施設を設置する場合		1㎡につき	1年	550
(略)				(略)					
都市公園において行為を	物品の販売、募金、その他これらに類する行為をする場合	1㎡につき	1日	33	都市公園において行為を	物品の販売、募金、その他これらに類する行為をする場合	1㎡につき	1日	22
	業として行う写真撮影	写真機1台につき	1日	490		業として行う写真撮影	写真機1台につき	1日	330
	業として行う映画の撮影		1日	1,650		業として行う映画の撮影		1日	1,100
	興行を行う場合	1㎡につき	1日	33		興行を行う場合	1㎡につき	1日	22
	競技会、展示会、博覧会、集会、その他これらに類する催しを行う場合	1件につき	1日	820		競技会、展示会、博覧会、集会、その他これらに類する催しを行う場合	1件につき	1日	550

改正後					改正前				
する 場 合	夜間照明施設を使用する場合（東公園に限る。）	1回につき	4月から10月までの期間	1,650	する 場 合	夜間照明施設を使用する場合（東公園に限る。）	1回につき	4月から10月までの期間	1,100
			11月から翌年3月までの期間	2,470				11月から翌年3月までの期間	1,650